

法第13条及び省令第4条に基づく書面

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合

1 解体工事に要する費用(受注者の見積金額) _____ 円(税抜き)

(注)解体工事の場合のみ記載する。

*解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

2 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用(見積金額) _____ 円(税抜き)

*再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用

3 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「V」を付するか「■」とする)

	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

法第13条及び省令第4条に基づく書面

建築物に係る解体工事の場合

1 解体工事に要する費用(受注者の見積金額) _____ 円(税抜き)

(注)解体工事の場合のみ記載する。

*解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

2 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用(見積金額) _____ 円(税抜き)

*再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用

3 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「V」を付するか「■」とする)

	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
工程ごとの作業内容及び解体方法	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他()	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

法第13条及び省令第4条に基づく書面

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)の場合

1 解体工事に要する費用 円(税抜き)

(注)解体工事の場合のみ記載する。

*解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

2 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用(見積金額) 円(税抜き)

*再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用

3 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「V」を付するか「■」とする)

	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
工程ごとの作業内容及び解体方法	①造成等	造成等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

